

乗合事業に係る協議運賃の取扱いについて

令和5年9月

中部運輸局

改正後の地域公共交通会議

	地域公共交通会議		地域公共交通会議
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)		道路運送法施行規則 (第1条の2)
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) 運賃・料金等に関する事項 自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する 事項 等 	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) 自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する 事項 等
対象	バス、タクシー、自家用有償旅客 運送	対象	変更なし
構成員	市町村又は都道府県 一般旅客自動車運送事業者及びそ の組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会 議の運営上必要と認められる者	構成員	法第9条第4項の協議会 (協議運賃) 根拠 道路運送法 (第9条第4項) 協議事項 運賃・料金等に関する事項 対象 一般乗合旅客運送 市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客 自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指 名する者

【参考】改正前の各種会議体の比較

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (第6条)	道路運送法施行規則 (第9条の3)	道路運送法施行規則 (第51条の8)	道路運送法施行規則 (第15条の4第2項)
主宰	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県	都道府県
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 道路運送法の各種特例(右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様(路線定期・不定期、区域) 運賃・料金等に関する事項 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項等 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項 ※特定非営利活動法人等(申請者)に意見を聴取	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり 具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成 ※特例は路線の休廃止のみ
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送	自家用有償旅客運送	特に定めない
構成員	主宰者(市町村又は都道府県) 公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者 公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者 ※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある	主宰者(市町村又は都道府県) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	主宰者(市町村又は都道府県) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等 学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者	少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者 ※分科会等を地域ごとに組織することも可

【参考】改正後の各種会議体の比較(令和5年10月1日施行)

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	法第9条第4項の協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)	道路運送法施行規則(第1条の2)		道路運送法(第9条第4項)	道路運送法施行規則(第15条の4第2項)
主宰	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県		特に定めない	都道府県
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 道路運送法の各種特例(右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の様態(路線定期・不定期、区域) 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項等 <p>※特定非営利活動法人等(申請者)に意見を聴取</p>	<p>←地域公共交通会議へ統合</p> <p>※ただし、経過措置により現に存する改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなされる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運賃・料金等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり 具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成 <p>※特例は路線の休廃止のみ</p>
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送			一般乗合旅客運送
構成員	<p>主宰者(市町村又は都道府県)</p> <p>公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者</p> <p>公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者</p> <p>※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある</p>	<p>主宰者(市町村又は都道府県)</p> <p>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</p> <p>住民又は旅客</p> <p>運輸局</p> <p>事業者の運転者組織</p> <p>道路管理者</p> <p>都道府県警察</p> <p>学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</p> <p>※現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等</p>		<p>市町村又は都道府県</p> <p>運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>運輸局</p> <p>関係住民の意見を代表する者として指名する者</p> <p>※市町村又は都道府県は協議するときは、あらかじめ、公聴会の開催等関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる</p>	<p>少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者</p> <p>※分科会等を地域ごとに組織することも可</p>